

## 無担保個人ローン

商品名	<b>リフォームローン・エコ</b>
ご利用いただける方	<p>○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくは<a href="#">かわしんの営業地区</a>をご覧ください。）          ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上の方          ○安定継続した収入があり公的健康保険制度に加入されている方          ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方          ○個人信用情報照会で事故のない方          ○反社会的勢力に該当しない方</p>
お使いみち	<p>○ご本人（ご家族）が所有しお住まいになる住宅にかかるエコ関連設備の購入・設置・修繕資金          ※対象となるエコ関連設備については、窓口にお問い合わせください。</p> <p>○以下については、上記のエコ関連設備の購入・設置・修繕資金と合わせての申込みに限ります。          ・住宅の増改築・修繕資金、他金融機関におけるリフォームローンや住宅ローンの借換え資金          ・家電等購入資金（ただし、100万円以内で住宅の増改築資金等も合わせての申込みに限ります。）</p>
ご融資金額	○1,000万円以内（1万円単位、原則として融資金は支払先に振り込むものとします）
ご融資期間	○3カ月以上15年以内（据置期間6カ月以内）
ご融資利率	<p>○変動金利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の「リフォームローン基準利率（以下「基準利率」といいます。）」を基準とする融資利率を適用します。</li> <li>・ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。</li> <li>・毎回返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合は期日までにお申し出ください。</li> </ul> <p>○かわしん「ポイント倶楽部」で年0.05%～年0.20%の金利引下げサービスがあります。詳しくは<a href="#">かわしん「ポイント倶楽部」のしくみ</a>をご覧ください。</p>
ご返済方法	<p>○元利均等返済（元金均等返済の取扱いはいできません）          ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資金額の50%以内となります。</p>
保証人・担保	○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込	<p>○保証料 保証料の支払方法は毎月払型のみとなります。毎月お支払いいただく金利の中から当金庫が一般社団法人しんきん保証基金に保証料を支払います。保証料率は年0.48%です。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規実行手数料 1,080円</li> <li>・繰上返済手数料 5,400円</li> <li>・その他変更手数料 3,240円</li> </ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはコンプライアンス部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。          なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○ご用意いただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証（取得していない場合はパスポート、顔写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のいずれか）</li> <li>・健康保険証等</li> <li>・住民税課税決定通知書、納税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか</li> <li>・見積書または工事請負契約書</li> <li>・建物の不動産登記簿謄本（発行後3カ月以内）、建築確認通知書（リフォームを伴い建築確認申請が必要な場合）</li> <li>・借換え資金の場合 返済予定表と返済用預金通帳、その他</li> </ul>

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添い兼ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては窓口にお問い合わせください。